

小型空調パッケージ契約 (選択約款)

— 東京地区等 —

令和3年10月1日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号：A0020

目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	3
5. 契約の締結	4
6. 契約期間	5
7. 使用量の算定	6
8. 料金	6
9. 料金の支払方法	6
10. 延滞利息	7
11. 単位料金の調整	8
12. 名義の変更	9
13. 債権譲渡の禁止	10
14. 契約の変更または解約	10
15. その他	11
付則	12
別表	13

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定めるガス基本約款または一般ガス供給約款を変更した場合、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、変更後の規定の内容および変更の効力発生日(原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日、その他の供給条件は変更を行った日)を(2)および(3)に従ってあらかじめお客さまに周知のうえ、この選択約款を変更することがあります。変更の効力発生日以降の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。
- (2) 選択約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項および変更の効力発生日のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方

法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項、変更の効力発生日ならびに供給地点特定番号を記載します。

- (3) 選択約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や、選択約款の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要および変更の効力発生日のみを書面を交付することなくインターネット上での開示その他の適切な方法により説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約(以下「ガス需給契約」といいます。)において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用(冷房を目的とするもの)または冷却用の熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5kW (30US. RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款に記載す

る料金は、消費税率を10パーセントとして算定した消費税等相当額を含んでおり、消費税率が改定された場合、改定後の税率にもとづき算定します。

(5)「単位料金」とは、11に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(6)「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。

(7)「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む一般ガス導管事業者としての東京ガス株式会社をいいます。なお、令和4年4月以降は、東京ガスネットワーク株式会社をいいます。

(8)「託送供給約款」とは、ガス事業法第2条第6項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)、本約款においては一般ガス導管事業者の小売託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)をいいます。

(9)「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 小型空調機器を使用すること。

(2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル以下で

あること。

- (3) 当社が(1)から(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- (4) 同一需要場所において他の選択約款または一般ガス供給約款にもとづく契約を締結していないこと。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。
- (3) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに終了しているものを

含みます。)の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

- (1) ガス需給契約の契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日(以下「適用開始日」といいます。)から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(スイッチングによる開始を含みます。)以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。
- (2) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、このガス需給契約は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものとしていたします。
- (3) (2)にもとづきガス需給契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

7. 使用量の算定

一般ガス導管事業者はあらかじめ定めた日に、毎月一度検針を行い、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりガスを量を算定し、当社に通知します。当社は、原則として一般ガス導管事業者が当社に通知したガスを量を、お客さまの使用量とし、お客さまにインターネット上での開示その他当社が適当と認める方法で通知するものとします。

8. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、7の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス基本約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)がガス基本約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、(3)の規定にかかわらず、ガス基本約款の規定によるものといたします。

9. 料金の支払方法

- (1) ガスをご使用になるお客さまは、料金(10の規定による延滞利息を含みます。(2)において同じ。)を毎月お支払いいただきます。

- (2) 料金は、(3)の場合を除き、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (3) ガス基本約款32(1)①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

10. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、ガス基本約款26(1)②に関わらず、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント(1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表第1(4)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

11. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(5)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トンあたり)

57,250円

- ② 平均原料価格(トンあたり)

別表第1(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円

未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたり L P G 平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。

平均原料価格

＝トンあたり L N G 平均価格×0.9479

＋トンあたり L P G 平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額

＝平均原料価格－基準平均原料価格

b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額

＝基準平均原料価格－平均原料価格

12. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

13. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

14. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。
- (5) お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづく契約を解約する場合(契約満了月をもって解約する場合を含みます。)には、あらかじめ解約希望日(定例検針日といたします。)を定めて、その30日前までに当社に通知していただくことで、解約希望日に解約できるものとします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社の定める書

式を用いて通知していただくものとします。なお、変更後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。

15. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

実施の期日

この選択約款は令和 3 年10月 1 日から実施いたします。

(別表第 1)

料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

① 「料金表(夏期)」は、料金算定期間の末日が6月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

② 「料金表(夏期以外の期間)」は、料金算定期間の末日が11月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝基本料金＋単位料金×使用量

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

(5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期

間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価

格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月 1 日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------

(2) 基準単位料金

夏期基準単位料金	1 立方メートルにつき	103.65円 (消費税等相当額を含みます。)
夏期以外の期間 基準単位料金	1 立方メートルにつき	132.24円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

MEMO

MEMO